組合税務相談室 ちょっと教えてQ&A

税理士 山本 善通 氏

Question 源泉徴収事務

当組合は、共同購買事業を主事業とする協同組合です。このたび税制改正により所得税の基礎控除が改正されたと聞きました。源泉徴収事務については、納期の特例を選択しています。1月から6月までの源泉事務はどのように対応したらよいか教えてください。

Answer

【概要】

令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和７年12月１日に施行され、令和７年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和７年12月に行う年末調整など、令和７年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じますが、令和７年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。

令和７年分の給与の源泉徴収事務においては、令和７年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

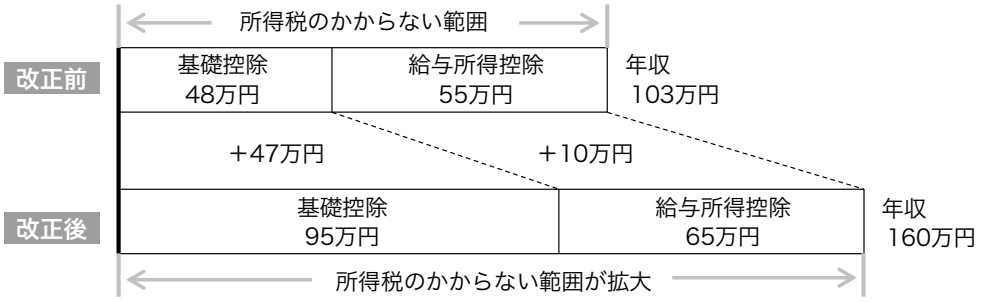

【留意点】

今回の改正内容は少し複雑で、所得税の課税最低限が「160万円」となるのは、合計所得金額が132万円以下（給与収入200万円相当以下）の人までです。それより高い所得を得ている人については、４段階で基礎控除の額が変わります。給与所得控除については、年収190万円以下であれば、令和7年分以降、65万円になりますので留意してください。具体的には下図の通りです。

●基礎控除の額

合計所得金額	改正前	令和 7・8年分	令和 9年分～
132万円以下	48万円	95万円	
132万円超　336万円以下		88万円	58万円
336万円超　489万円以下		68万円	
489万円超　655万円以下		63万円	
655万円超2,350万円以下		58万円	
2,350万円超2,400万円以下	48万円		
2,400万円超2,450万円以下	32万円		
2,450万円超2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	—		

●給与所得控除の額（計算式）

給与等の収入金額	改正前	令和 7年分以降
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	収入金額×30%＋ 8万円	
190万円超360万円以下	収入金額×30%＋ 8万円	
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋ 44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円（上限）	